

2021年（令和3年）2月18日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2021年（令和3年）1月21日付けで諮問（第1055号）された生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条件については、「3 審議会の判断理由」に述べるところによるものとする。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

東京出入国在留管理局横浜支局就労・永住審査部門首席審査官から、出入国管理及び難民認定法第59条の2第3項の規定に基づき、入国事前審査のため、生活援護課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされた。出入国管理及び難民認定法第59条の2第3項の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、東京出入国在留管理局横浜支局就労・永住審査部門首席審査官に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものであ

る。

(2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

国籍，住所，氏名，性別，生年月日，保護受給の有無，保護開始日，保護  
廃止日

イ 目的外に提供する相手方

東京出入国在留管理局横浜支局就労・永住審査部門首席審査官

ウ 目的外提供の根拠規定

出入国管理及び難民認定法第59条の2第3項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は，出入国管理及び難民認定法  
第59条の2第3項の規定に基づくものである。

出入国管理及び難民認定法第59条の2第3項は，法務大臣，出入国在  
留管理庁長官，入国審査官又は入国警備官は，第一項の調査について，公  
務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる，  
としており，官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求  
権を認めたものであるが，その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし，本件照会は，正当な請求権を有した東京出入国在留管理局横浜  
支局就労・永住審査部門首席審査官によって行われるものであり，受け取  
った情報について守秘義務が課せられている。また，入国事前審査の適正  
かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について，東京出入国在留管理局横浜支局  
就労・永住審査部門首席審査官に問い合わせたところ，照会対象者の配偶  
者が入国事前審査中であり，上陸拒否事由への適合性を審査する必要がある。  
照会対象者が生活保護受給者である場合，出入国管理及び難民認定法  
第5条第1項第3号の規定により，配偶者に入国許可を出すことができな  
いため，生活保護受給の有無の確認が必要である，とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は，生活保護法の規定による保護に関  
する事務に係る個人情報であり，ほかの代替手段が想定し難いものである。

よって，本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結  
果，本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

なお，個人情報を提供する際には，条例施行規則第11条に定める提供  
を受けるものが執る措置を講ずるよう伝えるものとする。

(3) 個人情報を目的外に提供ことに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合，当該個人情報の帰属者に対して，あらか  
じめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし，本件の目的外提供は，入国事前審査のために行うものであり，本人通  
知をすることにより，照会対象者に審査手段が知られることで，入国事前審査の  
手段が公になる可能性があり，当該業務の遂行に支障が生じることを東京出入国

在留管理局横浜支局就労・永住審査部門首席審査官に確認した。

以上のことから、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 添付書類

ア 照会書

イ 回答書（案）

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり  
の判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した東京出入国在留管理局横浜支局就労・永住審査部門首席審査官によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性について、東京出入国在留管理局横浜支局就労・永住審査部門首席審査官に問い合わせたところ、次のように述べている。

照会対象者の配偶者が入国事前審査中であり、上陸拒否事由への適合性を審査する必要がある。照会対象者が生活保護受給者である場合、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第3号の規定により、配偶者に入国許可を出すことができないため、生活保護受給の有無の確認が必要である。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、ほかの代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし、本件の目的外提供は、入国事前審査のために行うものであり、本人通知をすることにより、照会対象者に審査手段が知られることで、入国事前審査の手段が公になる可能性があり、当該業務の遂行に支障が生じることを東京出入国在留管理局横浜支局就労・永住審査部門首席審査官に確認した、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 条件

照会対象者が生活保護受給者である場合、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第3号の規定により、配偶者に入国許可を出すことができないのか、若しくは入国許可に関する処分の判断をするために必要な一つの要素であるのか、並びに入国許可に関する処分を行うに当たり、すべてのケースにおいて、このような調査をしているのか、若しくは照会対象者に個別の事情があり、調

査をしているのかを改めて照会元に確認し，個人情報をも目的外に提供する合理的な理由があると実施機関が判断した場合に限り，情報提供することができるものとする。また，この結果について，次回の審議会において報告すること。

以 上